

比企広域市町村圏組合建設工事に係る業務委託最低制限価格制度試行 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、比企広域市町村圏組合が発注する建設工事に係る業務委託の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務)

第2条 この要綱は、建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託で設計金額が1,000万円以上の競争入札のうち、管理者が必要と認める業務委託（以下「対象業務」という。）に適用する。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入札は除く。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格の10分の6に満たないときは予定価格に10分の6を乗じて得た額を、予定価格の10分の8を超えるときは、予定価格に10分の8を乗じて得た額を最低制限価格とする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に10分の3 を乗じて得た額
-------------------	---------	--------	------------------------------	-------------------------------

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、対象業務ごとに予定価格の10分の6から10分の8までの範囲で適宜に最低制限価格を設定することができるものとする。

3 前2項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知に最低制限価格の設定を明記するなど、適宜の方法により入札参加者へ周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して令 167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、最低制限価格以上の価格をもって入札したものが存在しないときは、入札者に対して落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。